

KKS保証ファクタリング「手形・電子記録債権買取」

～ 国土交通省 下請債権保全支援事業 ～

手形・電子記録債権買取とは、お客様が保有する手形・電子記録債権を建設経営サービスがノンリコース(無担保裏書譲渡)で買い取るにより、債権保全及び早期資金化を行うことができます。

ご利用条件

1. お客様に関するご利用条件

(チェック)

- 資本金の額が20億円以下または常時使用する従業員の数が1,500人以下、かつ、次の要件のいずれかを満たす中小・中堅企業。
- お申込み時点で、行政庁から「営業停止処分」、「指名停止処分」または「許可取消処分」を受けていない企業。
- お取引先(元請建設企業)から建設工事の全部または一部を直接請け負っている下請建設企業であって、被災地域に本店を有するもの
- お取引先(元請建設企業)に建設工事に関する資材を直接供給している資材企業であって、被災地域に本店を有するもの
- お取引先(元請建設企業)から被災地域において行われる建設工事(がれき等の災害廃棄物の撤去等を含む。以下同じ。)の全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業
- お取引先(元請建設企業)に被災地域において行われる建設工事に関する資材を直接供給している資材企業
※ 「被災地域」とは、東日本大震災で災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く)

2. お取引先(元請建設企業)に関するご利用条件

- 手形・電子記録債権を買い取る日の年度またはその前年度に公共工事(国、特殊法人等または地方公共団体が発注する建設工事)の受注実績があること。または、経営事項審査を受けていること。
- 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または、特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- 過去に民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立てを行っている場合は、再生手続または更生手続の最終の決定を受けていること。
- 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと、または、手形不渡りを起こしていないこと。
- 電子債権記録機関による取引停止処分を受けていないこと。または支払不能を起こしていないこと。

3. 手形・電子記録債権に関するご利用条件

- 手形・電子記録債権の裏付けとなる契約や債権が存在することを証明できる書類が完備されていること。
(裏面③参照)
- 買取申込日において手形・電子記録債権の支払期日が到来していないこと。
- 手形の支払サイトが原則として4ヶ月以内であること。
- 裏書手形・為替手形でないこと。
- 電子記録債権の発生日から支払期日までの期間が原則として4ヶ月以内であること。
- 譲渡記録により取得した電子記録債権でないこと。


ご利用の留意点


- 買取料率は、年率2.5%(助成後)～制度上の上限15.0%です。
※ 助成金の清算手続きは、弊社が行います。
- 買取に際しては、弊社所定の審査があります。審査の結果により、ご希望に沿えない場合があります。なお、審査の基準等に関するご照会には一切応じかねますのでご了承ください。

「手形・電子記録債権買取」 お手続きの流れ

1 手形・電子記録債権買取に関する諸条件のご確認

ご利用の前に、前頁のご利用の条件をあらかじめご確認ください。

 = 初回のみ

 = 申込都度

2 「KKS債権買取取引契約書(ノンリコース型)」の締結

初回お取引時のみ、「KKS債権買取取引契約書(ノンリコース型)」(弊社所定様式)を締結いただきます。併せて、以下の書類もご提出下さい。

- 「ファクタリング取引届出書」(弊社所定様式)
- 登記事項証明書(現在事項全部証明書(発行日から3カ月以内の原本))
- 印鑑証明書(発行日から3カ月以内の原本)
- 税務申告書添付の決算書(直近1期分)
→決算書は次の書類をご提出ください。(①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書)

3 「買取希望銘柄リスト(手形または電子記録債権買取)」のご提出

「買取希望銘柄リスト(手形または電子記録債権買取)」(弊社所定様式)と以下の書類をFAX又は郵送にてご提出ください。

- 手形の写し(表面) または電子記録債権の最新債権情報
- 契約確認書類(注文書・請書、下請契約書等)の写し
- 債権金額確認書類(請求書、支払通知書)の写し

4 買取可否のご連絡

買取の可否と買取料率を電子メールでご連絡します。

5 買取のお申込み

「KKS保証ファクタリング申込書【手形または電子記録債権買取】」(弊社所定様式)に必要事項を記入の上、手形(原本)を併せて郵送にてご提出ください。なお、電子記録債権の場合、弊社へ譲渡記録請求を行ってください。

6 買取料・買取料控除後金額のご連絡

上記のお申込内容に基づき、弊社から「KKS保証ファクタリング事前確認書【手形または電子記録債権買取】」にて買取料控除後金額をご案内しますので、事前確認書に記名押印の上、買取実行日の3営業日前までにFAXにてご返信ください。

7 「KKS保証ファクタリング買取実行通知書【手形または電子記録債権買取】」の交付

買取料控除後金額を買取実行日に振込むと同時に「KKS保証ファクタリング買取実行通知書【手形または電子記録債権買取】」を郵送し、買取内容をご案内します。

発行人・お問合せ先

KKS 株式会社 建設経営サービス

貸金業登録番号 関東財務局長(3)第01480号

ファクタリング事業部

〒104-0045 東京都中央区築地5-5-12

TEL 03-3545-8562 FAX 03-3545-8530

URL <http://www.kks-21.com/>